

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領

1 目的

公共工事の品質確保のため、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することは、発注者が果たすべき責務となっている。

本要領は、建設技能者の技能と経験に応じた賃金の支払いと処遇改善などに資する建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を目的としたCCUS活用モデル工事の試行を実施するため、必要な事項を定める。

2 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- CCUS : 建設工事を営む事業者が、建設現場に従事する技能者の入場管理や処遇改善等に活用することを目的とし、就業履歴や技能レベル等を、業界横断的に登録・蓄積するためのデータシステム。
- 下請事業者 : 当該工事において元請負人と下請契約を締結した下請負人のうち、建設業法に基づき施工体制台帳や施工体系図への記載が求められる事業者をいう。
- 技能者 : 元請及び下請事業者の従業員で、建設技能者として就労する者をいい一人親方を含む。
- CCUS登録事業者 : 元請・下請事業者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者としての情報、雇用する技能者に関する情報及び当該建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- 登録事業者率 : 当該工事に携わった元請及び下請事業者のうち、CCUS登録事業者数を、元請及び下請事業者の総事業者数で除して得た割合をいう。
- カードリーダー : CCUSに対応したICカードリーダー等をいう。
- 現場利用料 : CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。
- 対象期間 : CCUS活用モデル工事の現場において技能者の就業履歴を蓄積すべき期間のことをいい、工期から準備期間、不稼働日及び後片付け期間を除いた期間とする。
ただし、工事着手日までに事業者登録、技能者登録及び管理者ID（現場管理者）登録が完了していない場合は、これらの登録が全て完了した日の翌日を期間の始まりとする。

3 CCUS活用モデル工事

(1) 対象工事

農政部が発注する予定価格1千万円以上の農業土木工事については、原則として全ての工事を対象とする。ただし、以下に該当する工事は対象外とする。

ア 発注者がCCUSを活用できないと判断する工事

(2) 入札公告及び特記仕様書への明示

(1)に定める対象工事は、入札公告及び特記仕様書において、その旨を明示するものとする。

(3) 試行内容

(1)の対象工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、下表の評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事施行成績評定において加点評価を行うものとする。

評価対象項目	判断基準
①登録事業者率	元請がCCUSを活用していること、かつ、登録事業者率（CCUS登録事業者数／元請及び下請事業者の総事業者数）が65%以上
②アンケートの回答	工事完成までにアンケートに回答

(4) 基準の達成状況の確認方法

1) 発注者は、受注者に対して(3)に掲げる基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。

評価対象項目	提出資料の例
①登録事業者率	施工体系図、施工体制登録事業者一覧
②アンケートの回答	アンケートの回答結果をデータ提出

2) 「登録事業者率」の算出にあたり、元請及び下請事業者の総事業者数は、当該工事に携わった全ての事業者が記載された施工体系図に基づき算出するものとする。

ただし、警備会社等、建設業法に基づく建設工事の施工を行う事業者には該当せず、CCUS登録の対象とならない事業者については、総事業者の数から除外して算出するものとする。

なお、警備会社等であっても、CCUSに登録のうえ当該工事においてCCUSを活用している場合は、総事業者の数及び登録事業者の数に含めることができるものとする。

3) 「CCUS登録事業者数」については、受注者がCCUSシステムから出力し提出した「施工体制登録事業者一覧」に基づき算出するものとする。

4) 受注者は、工事完成までに、北海道農政部のホームページに掲載されている「CCUS活用モデル工事の試行に伴うアンケート」に回答するものとする。

(5) 工事施行成績評定への反映

受注者が(3)に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施行成績評定基準の工事成績採点の考査項目別運用表における評価項目「5. 創意工夫-■施工関係」の「その他」欄に「CCUS活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点点評価することとする。

(6) CCUS活用にかかる費用

CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料(カードタッチ費用)について、次のとおり、設計変更時に支出実績に基づき計上することとする。

この際、これらの費用は共通仮設費として計上し、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。(標準積算システムでは、「その他」に「共通仮設費 CCUS」として計上する。)

1) カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入の費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台当たり1万円、iOSの場合は1台当たり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。原則として、1工事当たり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台当たり1万円、iOSの場合は1台当たり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。また、スマートフォンや携帯電話等を活用した入退場管理サービスを使用する場合は、1工事当たり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

CCUSの継続的な活用の観点から、リースの場合は費用を計上しない。また、カードリーダー以外の機器(パソコン、タブレット)や通信費は計上しない。

なお、ここに示す上限額は全て税抜き価格とする。

2) 現場利用料(カードタッチ費用)

現場における現場利用料は、受注者から提出された各月の「就業履歴一覧(月別カレンダー)」に記載された就業履歴数の集計結果に基づき、費用を計上することとする。

(7) アンケートの対象

アンケートの対象は、元請、一次下請及び二次下請の事業者とし、一次下請ならびに二次下請の事業者については、それぞれの下請次数毎に最低1事業者以上がアンケートに回答するものとする。

(8) その他

1) 本要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

4 CCUS活用モデル工事実施フロー

CCUS活用モデル工事発注時
対象工事を選定後、入札公告及び特記仕様書に当該工事がCCUS活用モデル工事である旨を記載する。 (別紙-1参照)

↓

CCUS活用モデル工事契約後
受注者は、CCUSの活用について、希望の有無を記載した打合簿を工事監督員に提出する。 (別紙-2参照)

↓ ※活用を希望する場合

↓

CCUS活用モデル工事施工中
受注者は、発注者の求めに応じ、施工成績評定の加点基準達成状況を記載した資料の提出を行う。 工事監督員は、CCUSの活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料について、領収書等による支出実績及び就業履歴一覧(月別カレンダー)の集計に記載されている就業履歴数に基づき設計変更を行う。

↓

CCUS活用モデル工事完成
受注者は、工事完成までに、北海道農政部のホームページに掲載されている「CCUS活用モデル工事の試行に伴うアンケート」に回答し、工事監督員に提出する。 (別紙-3) 工事監督員は、受注者が全ての基準を達成した場合、工事施行成績評定において加点する。

※活用を希望しない場合

→

受注者は、工事完成までに、北海道農政部のホームページに掲載されている「CCUS活用モデル工事の試行に伴うアンケート」に回答し、工事監督員に提出する。
(別紙-3)

入札公告及び特記仕様書の記載例

1 入札の公告

「1 入札に付する事項」に以下を記載すること。

(番号) 建設キャリアアップシステム活用モデル工事

本工事は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の試行対象工事である。

受注者は、建設キャリアアップシステムの活用を希望する場合は、工事着手前に発注者へ協議を行い、協議が整った場合に試行を実施するものとする。

2 特記仕様書

特記仕様書に以下を記載すること。

○ 建設キャリアアップシステム活用モデル工事の実施について

- 1 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、CCUSの活用に関する評価対象項目を設定し、その達成状況に応じた工事施行成績評価を実施する試行工事である。
- 2 本条において使用する用語の定義は以下のとおりとする。
 - ・CCUS：建設工事を営む事業者が、建設現場に従事する技能者の入場管理や処遇改善等に活用することを目的とし、就業履歴や技能レベル等を、業界横断的に登録・蓄積するためのデータシステム。
 - ・下請事業者：当該工事において元請負人と下請契約を締結した下請負人のうち、建設業法に基づき施工体制台帳や施工体系図への記載が求められる事業者をいう。
 - ・技能者：元請及び下請事業者の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。
 - ・CCUS登録事業者：元請・下請事業者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者としての情報、雇用する技能者に関する情報及び当該建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
 - ・カードリーダー：CCUSに対応したICカードリーダー等をいう。
 - ・現場利用料：CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払を行う費用をいう。
- 3 本工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望し、下記の評価対象項目ごとの判断基準（以下「基準」という。）を全て達成した場合、工事施行成績評価において加点評価を行うものとする。

〈評価対象項目〉

- ① 登録事業者率
- ② アンケートの回答

〈判断基準〉

- ② 元請がCCUSを活用していること、かつ、登録事業者率が65%以上
- ③ 工事完成までにアンケートに回答

4 発注者は、受注者に対して3に掲げる基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、基準の達成状況を確認するものとする。

〈提出資料の例〉

①施工体系図、施工体制登録事業者一覧

②アンケートの回答結果

5 受注者が、3に掲げる全ての基準を達成した場合は、工事施行成績評定基準の工事成績採点の調査項目別運用表における評価項目「5. 創意工夫－■施工関係」の「その他」欄に「CCUS活用モデル工事の基準達成」と記載して、加点点評価することとする。

6 CCUS活用のためのカードリーダー設置費用及び現場利用料（カードタッチ費用）について、次のとおり、設計変更時に支出実績に基づき計上することとする。

この際、これらの費用は共通仮設費として計上し、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

1) カードリーダー設置費用

カードリーダーの購入の費用について、購入を証する領収書等による支出実績と現場での使用実績を確認し、現場で使用するOSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき設計変更する。原則として、1工事あたり2台を上限とするが、施工箇所が点在する工事の場合など入構箇所等の事情により、2台を超えるカードリーダーが設置されている場合、受発注者協議を行い、必要と認められる場合は、2台を上回る費用を計上することができるものとする。このほか、カードリーダーではなく、顔認証カメラや顔認証型のリーダーで入構管理を行う場合についても、OSがWindowsの場合は1台あたり1万円、iOSの場合は1台あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

また、カードリーダーではなく、スマートフォンや携帯電話等を活用した入退場管理サービスを使用する場合は、1工事あたり3万円を上限として、支出実績に基づき費用を計上する。

なお、CCUSの継続的な観点から、リースの場合は、費用は計上しない。また、ここに示す上限額は全て税抜き価格とし、カードリーダー以外の機器（パソコン、タブレット）や通信費は計上しない。

2) 現場利用料（カードタッチ費用）

現場における現場利用料について、受注者から提出された各月の「就業履歴一覧（月別カレンダー）」に記載された就業履歴数の集計結果に基づき、費用を計上することとする。

なお、現場でカードタッチを忘れた場合の事後補正については、（一財）建設業振興基金による請求に含まれる範囲に限り対象とする。

7 アンケートの対象は、元請、一次下請及び二次下請の事業者とし、一次下請ならびに二次下請の事業者については、それぞれ下請次数毎に最低1事業者以上がアンケートに回答するものとする。

8 本条に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。